

委員からの質問・意見（新規）

委員から文書で提出のあった質問・意見は添付のとおりです。

目次

(1)	道津 靖子	委員提出	2
(2)	梶村 龍太	委員提出	4
(3)	寺井 幹雄	委員提出	10
(4)	神田 京子	委員提出	11

《住民は BSL-4 施設建設を認めたわけではない》

2021 年の完成を目指して着々と工事が進められている BSL-4 施設であるが、住民の合意は得られてはいないことや、「なぜ住宅密集地である坂本キャンパスに造るのか」という住民の疑問も払拭されていないことなども、大学は忘れないでもらいたい。

地域連絡協議会で、私が施設の安全対策や危機管理についてアドバイスのことを発言しているのも、住民が BSL-4 施設建設を認めたわけではなく、「絶対に事故は起きてほしくないから！！」の一点につきる事をあらためて記しておきます。

《住民へ示す「BSL-4 施設の安全対策と危機管理」》

前回の地域連絡協議会で、住民側の要望に応え、「BSL-4 施設における安全管理についての流れ」（第 33 回 資料 5 の 8 ページ）や、実験者の管理の具体的な対策と人物審査のチェック項目、実験者の精神状態を把握するための具体的なスクリーニングテスト等を出してくれました。

実験者の心身チェックを徹底することで、一番多い人的要因によるリスクを少しでも減らす事が出来ると思っています。

また、BSL-4 施設で実施する実験の内容審査に『デュアルユースの審査を実施する』としっかり対策明記があり、ずっと発言してきたかいはありました。

次は、施設の安全管理と危機管理対策を住民に文書で示すことを目標に、第33回資料5の8ページと神田委員作成のチェックリスト等を参考にして配布資料を作成して頂きたい。

《緊急時の住民への連絡方法は？》

「BSL-4 施設のリスク 0 は神の領域」と、学長も発言されました。

リスクがゼロにならない限り、緊急時の住民への連絡方法を確立させておくことは必須である。

長崎市も市長が BSL-4 施設建設を容認した責任もあり、危機管理の在り方が問われることは覚悟されているでしょう。こちらもずっと意見や連絡方法などの提案をしておりますが、その後具体策は検討されたのでしょうか？

この質問は、大学と危機管理室両方に回答いただきたいと思います。

以上

○ご質問・ご意見

氏名（ 梶村 龍太 ）

別紙のとおり、高谷副会長からの第34回地域連絡協議会への意見・質問書を提出します。

第33回地域連絡協議会への意見・質問書

昨年12月18日開催の地域連絡協議会を地域住民として傍聴した。
以下に意見と質問を述べる。

1. 梶村委員の質問について

(1) 建設工事作業員の喫煙問題について

長崎大学の回答に、「近隣の方から情報が寄せられた場合には、施工者に対して文書による指導を行います」とある。それでは、今回問題になったケースでは具体的にどのような指導が行われ、それを受けて施工者側からはどのような回答があったのか。実際にやり取りのあった文書そのものを住民に示していただきたい。

そして、今後は喫煙問題に限らず、近隣トラブル等の発生はなかったか、その有無を本協議会の『御報告事項』において毎回報告されることを地域住民として要望する。

前回は述べたことだが、工程が進むごとに現場へは新規の業者が入ってくる。加えて長崎大学は来年度に研究棟の建設も計画しており、今後このような問題が起きないように、管理を徹底していただきたい。

(2) デュアルユースの問題、研究者規範について

デュアルユースの問題に関しては回答にもある通り、長崎大学は第32回協議会で「例えば研究者規範のようなものを作り、そこに書き込むということも含めて今後検討したい」との考えを示している。これは、協議会における道津委員らの強い要望に答えるものであると、住民としても長崎大学に注目するところである。

そこで、この『研究者規範』に関する進捗状況については、長崎大学は本協議会に逐次報告を行い、議論を深めるべきと考えるがいかかがか。

(3) 緊急対応に関する長崎県及び長崎市との協議について

前回、長崎市に対して、『BSL4の危機管理に対する考え方、そして、緊急事態が発生した際の住民への伝達方法をどのように考えるか、現時点での具体的な検討内容、準備作業について』質問した。

けれども、長崎市の回答に具体的な内容は何ら示されておらず、住民の声に向き合おうとする姿勢は見られなかった。

そこで長崎市に再度質問であるが、回答にある「BSL4施設の緊急時

においてどのような伝達手段が効果的か、協議を進めています」ということ
の具体的内容について問う。

即ち、これまでに何回、いつどこで協議が行われたのか、そして、その議
事録はどのようなものだったのか、といったことについて住民にわかるよ
うな説明を示していただきたい。

(4) 自治会からの要望事項について

第31回協議会で示された、地元自治会からの4つの要望事項について
これまでの議論も踏まえて質問する。

① 施設の安全管理と危機管理対策

安全管理及び危機管理の規定については前回（第33回）の回答に、
「引き続き委員からのご質問やご提案などをいただきながら検討を進め、
ある程度固まってきた案の段階で協議会にお示ししたい」とある。

これは、今後本協議会において委員からの意見も取り入れながら原案
を作成し、出来上がった原案については本協議会において議論し、必要
に応じて追加や修正を行い、安全管理・危機管理規定を完成に導くとい
った理解でよろしいか、質問する。

② 想定される事故と対応策

これまでの繰り返しになるが、昨年行った自治会による住民アンケ
ートで、長崎大学に対する要望として最も回答数の多かったのが『想定さ
れる事故の内容と対応策を文書で示す』というものであった。

多くの地域住民は、『もし万が一施設内で感染事故等が発生したら、自分
たちも感染の危険にさらされるのではないか』という不安を抱いている
のであって、そのことを長崎大学は理解し、行動すべきである。

従って、長崎大学には施設内の安全管理に加えて、感染リスクが施設外
に及ぶあらゆるケースを想定したうえで、対応策を住民に示すことが求
められていると考えるがいかがか。

さらには、万が一の際の危機対応・有事対応というものは決してマニ
ュアル通りにことが運ぶとは限らないと考えるべきである。

事実、現在長崎県内においては新型コロナのいわゆる第3波に対して、
行政の危機対応は機能不全の状態であり、結果感染拡大に歯止めがかか
っていないではないか。

前回（第33回）の回答の一部を下に記載するが、もしも万が一施設内
外で感染事故が発生した時、本当にこの通りの対応がなされて、住民へ
の二次感染や感染拡大を防ぐことができるのか。新型コロナウイルスで
今の状況であるのに、ましてや致死率のはるかに高いエボラウイルスと

考えると住民の不安は増すばかりである。長崎大学、そして長崎県や長崎市はエボラウィルスの感染リスクが現実のものとなった際には、どのように対処する考えか、各々から回答をいただきたい。

(長崎大学の回答より抜粋)

なお、万が一施設の内外を問わず感染者が発生した場合は、法令に基づき衛生当局（保健所等）が当該者をただちに第一種感染症指定医療機関に搬送し、迅速な治療を行うとともに、当該者と接触した可能性がある者を速やかに特定し、検査等の対応を行うこととなります。これらの対応により、感染者の周囲の方々が直接的に接触する機会は限定されると考えます。また対応に際しては、本学から最も適した方法で近隣住民の方々にもお伝えしていくことが重要と考えております。

③ 住民に被害が生じた場合の補償内容を文書で示す

前回（第33回）の回答で、万が一住民に被害が生じた場合、長崎大学はその資産や、加入する国立大学法人総合損害保険によって補償を行い、それでも足りない場合は国が責任をもって十分な補償がなされるということを確認した。

そして、そのことを前提としたうえで以下に質問する。

(質問1)

万が一、住民に感染事故が発生して、不幸にもその方が亡くなられた場合、或いは、一命をとりとめたものの後遺症や障害が残った場合、その補償金額は、例えば自動車保険等と同様に、無制限であると考えてよいのか。

(質問2)

経済的損失に対する補償について質問する。例えば、感染事故による行政措置等によって、地域における多くの事業者が休業を余儀なくされた場合、その期間の休業補償等はきちんとなされるのか。

(質問3)

そして、風評被害による損失問題をどのように考えるのか、質問する。一例として、感染事故によって、周辺の不動産価値に下落が生じることも起こりうるであろう。

先ごろ東京都調布市で起きた、地下高速道路工事が原因とされた住宅地、道路の陥没事故では、事業者（東日本高速道路）と住民との間で補償問題が発生しているのである。

このような風評被害に起因する損失補償に関しても、どのように対応するのか、あらかじめ想定しておくことが必要と考えるがどうか。

④ 住民との継続的なコミュニケーション

第31回で示された要望書、④住民との継続的なコミュニケーションの中で、(3) 継続的な住民の健康診断を行う、(4) 継続的な住民の避難訓練を行う、については回答がなされていない。

よって、ここに改めて回答を要望する。

(5) 委員の資質、議論のあり方について

前回の意見・質問では、他者の立場や意見を尊重することが健全な議論の基本であるということの問題提起したのであるが、そのことに対する長崎大学の回答には、まさに失望の一言であった。

長崎大学は、『自由な議論』と『いかなる発言も許される』ということを混同しているのではないか。

教育機関である長崎大学が、他者の立場や意見を尊重せずともよい、との姿勢をとるということは重大な問題だと考える。例えば、学内のゼミにおける議論で、学生が相手の意見を価値の無いものと貶めるかのような発言を行った場合、担当教授は果たしてどのように対応するのであろうか。その学生に対して注意指導などせずともよい、ということか。

また、第22回地域連絡協議会において、ある委員から長崎大学を根拠なく誹謗中傷するような発言があり、出席していた河野学長が不快感をあらわす場面があった。私も傍聴していて、当該委員の発言は不適切であり本協議会には相応しくない、という感想を持った。

今回の議論もまさしく同じことではないか。相手の立場や意見を尊重することができなければ健全な議論などできるはずがない。

この問題を出席している他の委員はどのように考えるのだろうか。少なくとも文部科学省、長崎県、長崎市には見解を示していただくよう、要望する。即ち、住民の意見を価値の無いものと切り捨てるような発言をどのように考えるか、そして長崎大学の委員任命者としての責任をどのように考えるか、文部科学省、長崎県、長崎市各々から回答をいただきたい。

2. 安全管理に関する検討状況について

中嶋委員による資料5「長崎大学感染症共同研究拠点実験棟の運用に係るリスクアセスメントを踏まえた対応について②」の説明で、その27ページ、BSL4施設で行う実験と地域への伝達について、に関して宮崎委員より「問題が無いことの確認だけでなく、何らかの問題が発生した際の仕組みを作るべきではないか」といった趣旨の意見が出されたが、委員のこの指摘は重要な示唆を含んでいると思った。

資料27ページによると、「大学内での手続き」「実験の実施」「実験内容の地域への伝達」いずれも『問題が無いことが前提』となっている。

『問題が無いことが前提』の仕組みでは、『これは大したことではないから』と本来報告されるべき事項が報告されないことも起こりうるのではないかと。そして、そのような事象が積み重なった結果、重大事故は発生するのではないかと。

そもそも、実験は人が行うものである以上、常に完璧な作業がなされるということはありません。実験者の精神状態や体調などが実験に微妙な影響を及ぼすことがある、と考える方が現実的ではないかと。

例えば、実験者が家庭内でのストレスを抱えており、そのストレスが当日の実験における作業時間や正確性に影響する、といったことがあるかもしれない。そこで実験者がそのことを記録するような仕組みがあれば、関係者による問題解決のための議論ができるであろう。

そして、これは実験内容に限ったことではない。BSL 4施設の安全管理全般において、たとえ些細なことであっても気づきや問題点を記録し、それらを関係者が情報共有し、施設の安全性向上につなげていくような仕組みをつくっておくことが必要だと考えるがいかがかと。

以上、毎回述べている通り、地域住民としての真剣な思いを記した。
長崎大学、他関係各位の誠意ある回答を希望する。

2021.01.21

公募委員 寺井幹雄

意見

BSL-4 実験棟としての帯設備および実験機器の点検チェックリスト、整備マニュアルなど現状考えられているプランをお示し願いたい。

今更私が申し上げなくてもすでに大学として十分に考えておられる事と思いますのでなるべく早い時期に一度この協議会で説明して頂きたいと思います。

ハード面のチェックリストは日報単位、週報単位、月報単位でのものを分ける必要がありますし年単位での保守点に於けるもの等が考えられます。そしてそれらが複合的に補完し合って初めて「使える実験施設」になります。また点検実施者は研究者（実験者）なのか、実験管理者なのか、施設部管理者なのか、外部委託業者なのか・・・多分ここでも人的なソフト面としてのルールや法令などコンプライアンス遵守意識が「BSL-4 施設の質」に関わってくると思います。BSL-4 実験者への厳しい養成訓練も大事ですが実験機器管理者、設備管理者の養成訓練およびスキル向上も怠りなくして頂きたいと思います。

BSL-4 Report について

配布方法は広報ながさきと一緒に周辺自治会で配るのが良いと思います。確かに自治会加入率低下の問題が有りますが最低でも半数以上の世帯には確実に届くと思います。

自治会で配った方が良いと思う理由は BSL-4 Report の将来的な有効活用を考えるからです。実験施設が稼働したら実験の時期や内容報告などを掲載して住民向けの情報公開ツールとして使って欲しいです。稼働後の周辺住民への定期的な情報提供は大変重要です。ポスティング業者はただ配るだけで終わりですが連絡協議会と連携した自治会が配れば情報を相互共有みたいなものが図れるのではないのでしょうか。住民からの意見とかも「声」欄みたいにして載せる事が出来ればより良いかと。そして業者へ支払っているものを自治会へ回して頂ければ更に良いかと。

今年も新たな年を迎えましたが、昨年からの新型コロナウイルス感染症が拡大していますので、一人ひとりが本当に気を付けて生活しなければならないと実感しています。この一年で、多くの人々が感染症の怖さと社会に及ぼす影響を認識・理解したのではないのでしょうか。

長崎大学で建設中のBSL-4施設についても、世界最高水準の施設ということですが、最高危険度のエボラウィルス実験という未知のことに取り組むことにおいては、最新鋭の施設であっても、コロナ同様に恐怖と危険性を伴うものだと思います。

地域連絡協議会は今年で6年目を迎えますが、本年7月に建物が完成するというところで、着々と工事を進めているようですが、研究者目線だけではなく、一度原点に立ち返って住民目線の対応を忘れないでいただきたいという思いは変わっておりません。

昨年秋からは、リスクアセスメントに基づく検討を行っていますが、住民の多くの皆様は、進捗状況を説明するだけでは、大学が言っている事を理解することは難しいのです。

私は、住民の不安を知った上で、大学が地域住民に寄り添った対応をとっていただくことにより、相互理解を深めていくのではないかと考えます。大学がこれから何をしていくのかを知るためには、「見える化」を一つの方法として考えたらいいのではないかと思います、内容毎に「チェックリスト」を作成することを提案しています。

第一回は「陽圧防護服」について、第二回は「実験者の審査等」について、説明をいただきました。「陽圧防護服」に関するチェックリストは前回の会議で提案いたしましたので、今回は「実験者の審査等」についてチェックリストを作成・提案いたします。今回も地域連絡協議会での話し合いをお願い致します。どうぞ宜しくお願いいたします。

今回は、12/18開催の第33回地域連絡協議会でご説明をいただきました人物審査他につきまして、次のチェックリストを作成いたしましたので、会議において委員の皆様と話し合いを行っていただきたいと思います。これは、あくまでも（案）として提案するものですので、どうぞ皆様のご意見を是非お聞かせいただき、良いものに仕上げたいと思います。

1. 実験者人物審査項目チェックリスト
2. 実験者の教育訓練チェックリスト
3. 実験者の教育訓練承認後のチェックリスト
4. 実験者業務全般の確認

以 上

実験者人物審査項目チェックリスト

審査項目	記載内容 (例)	採用時		施設利用許可前		入室直前の確認		実験終了後14日間の体調管理		年1回の法定定期健診		年4回の心身検査		年4回の心身検査		年4回の心身検査		年4回の心身検査	
		R4年4月1日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		書類審査	面談	検査	面談	書類	面談	書類	面談	書類	面談	検査	面談	検査	面談	検査	面談	検査	面談
実験者の基本的事項	氏名 (性別)	長崎 太郎 (男)		○	○														
	生年月日	平成元年4月1日		○	○														
	国籍	日本		○	○														
	住所及び居所	長崎市文教町1-14		○	○														
	所属する法人及び部署	長崎大学感染症共同研究拠点		○	○														
	実験者として適切な人間性・倫理観	適切		○	○														
	実験者の知識・技術	学歴 (専攻・資格)	○	○															
実験者の心身状態	豊富な実験経験と習熟した技術(微生物取扱技術)の確認	職歴 (経歴、発表、論文等の確認)	○	○															
	B S L - 3、B S L - 4 実験室等の経歴の有無		○	○															
	精神状態		○	○															
	アルコール及び薬物の影響の有無		○	○															
	健康状態		○	○															
	体調管理表への記入																		
	検温																		
	アルコール摂取確認																		
	心身の健康状態確認																		
	研究者同士の相互確認																		
	実験者の精神状態等の確認方法																		
	①M. I. N. I スクリーン検査	施設利用許可前の検査+専門医による面談	○	○															
	②GHQ 2 8 検査	施設利用許可前の検査+専門医による面談	○	○															
	③Kessler 6 検査	施設利用許可前の検査+専門医による面談	○	○															
	④7L-コレステロールスクリーニングテスト	施設利用許可前の検査+専門医による面談	○	○															
⑤Kessler 6 検査	利用許可後の検査+専門医&上司による面談																		
実験者の社会的バックグラウンド	海外渡航歴		○	○															
	犯罪及び懲戒の経歴		○	○															
	後見等の登記及び破産手続開始の決定の有無		○	○															
	外国との関係		○	○															
	テロリズムその他の犯罪行為を行う団体との関連が無いことの誓約		○	○															
生活状況法令遵守等	申告事項に虚偽がないことの誓約		○	○															
	法令遵守及び秘密保持に関する誓約		○	○															
	その他追加して確認を行うか検討が必要な事項		○	○															
	生活に必要な借入金等の有無		○	○															
	納税状況の確認		○	○															

実験者の教育訓練チェックリスト

実験者名： _____

教育内容	受講日	試験	結果	承認日	試験	結果									
(1) 座学															
①病原体の性質・管理等															
②BSL-4施設に係る法令、規則、各種マニュアル															
③組織体制、教職員、役割と責任															
④リスクアセスメント															
⑤実験室の運用と管理、使用方法															
⑥陽圧防護服、各機器等の取扱い															
⑦消毒、滅菌、廃棄物の取扱い															
⑧衛生管理															
⑨緊急時対応															
(2) 実技実習トレーニング (スートレーンク室を用いる)															
①陽圧防護服着用時の耐性・メンタル確認															
②陽圧防護服の実技 (着脱、動作、点検、管理、補修等)															
③BSL-4実験室への入退室手順															
④実験手技 (鋭利物、実験動物の取扱い等を含む)															
⑤緊急時対応、避難訓練															
⑥薬液シャワーの使用法															
⑦高圧蒸気滅菌装置を用いた滅菌手順															
⑧BSL-4実験室に係る設備に係る点検手順															
(3) 実践実習トレーニング (BSL-4実験室を用いる)															
陽圧防護服を着用した上で、BSL-4実験室へ入室40回以上かつ100時間以上															
①BSL-4実験室での実験手技、標準作業、病原体管理等															
②BSL-4動物実験室での実験手技、標準作業、実験動物感あり															
③BSL-4実験室に係る設備の操作、点検等															
④緊急時の対応手順															
(4) 試験															
試験を実施し、合格した者のみBSL-4実験室の利用者として承認															
+															
これらの教育訓練の内容は必要に応じて都度、追加・更新を実施するため、実験室利用許可時だけでなく、定期的(年1回以上)な受講を義務化する															
(5) 利用許可の学長による承認															
学長は、実験者が規則等に違反した場合、毎年1回の教育訓練を受講しなかった場合、定期健康診断の受診等を実施しなかった又は健康上問題が生じた場合は、BSL-4実験室の利用許可を取り消す															

実験者の教育訓練承認後の確認作業チェックリスト

実験者名： _____

確認内容	確認日	チェック	コメント
(6) 実験申請			
適正な実験であることの確認			
マニュアルの確認			
(7) 実験前			
検温及びアルコール検知器による確認			
体調管理表による健康状況の報告			
第三者による確認			
陽圧防護服等の確認			
(8) 実験中			
実験者同士での相互確認			
中央監視室から管理者による確認			
監視カメラによる確認			
(9) 実験後			
陽圧防護服の異常の有無の確認			
グローブの異常の有無の確認			
体調等、所定の様式による報告			
(10) 実験後一定期間			
1日2回の体温の検温			
体調管理表による異常の有無の報告			
(11) 廃棄物処理			
BSL-4実験室からの廃棄物は確実に滅菌されたことの確認			
マニフェストによる管理			
(12) 実験の報告			
BSL-4実験室の使用実績に関する報告			
地域への報告			
(13) 定期健康診断			
年1回の定期健康診断の受診			
年3～4回の精神、アルコール検査の受診			
専門医師による面談			
(14) 定期教育訓練			
年1回以上所定の教育訓練の受講義務			

実験者業務全般の確認

実験者名： _____

(1) 利用許可前の実験者のチェック		
	①採用時の実験者等の技量確認	
	②バックグラウンドチェックの実施	
	③健康診断等による既往歴の確認	
(2) 教育訓練による実験者の技能習熟、ルール遵守の意識醸成		
	①利用許可前の教育訓練の実施	
	②実地訓練はBSL-4実験室で入室40回、100時間以上	
	③教育訓練の定期的（毎年1回以上）な受講を義務化	
(3) 適切なマニュアルに従った作業の徹底		
	①教育訓練によりマニュアルに沿った作業を実施することを徹底	
	②実験室無いにおいて見やすい場所にマニュアルを提示	
	③異常が発生した場合の報告ルールの徹底	
(4) 良好な研究チームの維持		
	①所属長による定期的な面談の実施	
	②実験を行うチーム毎でのミーティングを実施	
(5) 実験者の健康（身体及び精神）の管理		
	①実験室入室前の検温	
	②実験室入室前の体調管理表によるチェック	
	③実験室入室前の第三者によるチェック	
	④定期健康診断（毎年1回）	
	⑤精神状態の検査（毎年3～4回程度）	
	⑥所属長による定期的な面談の実施	
	⑦安全管理（健康）カードの常時携帯	
	⑧実験後一定期間の体調管理	